

『和光市議会議員政治倫理条例』調整案に対する会派修正案まとめ

最終的には「(〇〇) 第〇条」という形式をとる（全条に共通）

《現状》	《調整案》 該当部分を黄色マーカー	《会派修正案》 削除は“取り消し線” 〇〇／追加は赤字にて記載	コメント (任意)
(第 1 条) 目的 この条例は、和光市議会議員(以下「議員」という。)が、市民の厳 粛な信託を受けた全体の奉仕者としての自覚に立ち、自らの人格と 倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を行使して、自己又は 特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることによ り、市政に対する市民の信頼にこたえ、清潔かつ公正で開かれた民 主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	(第 1 条) 目的 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の厳粛な 信託を受けた全体の奉仕者としての自覚に立ち、自らの倫理の向上 に努め、その地位を利用して自己又は特定の者の利益を図ることの ないよう、議員の行為規範 or 政治倫理基準を定めることにより、市 政に対する市民の信頼に応え、もって清潔かつ公正で開かれた民主 的な市政の発展に寄与することを目的とする。	(第 1 条) 目的 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の厳粛な 信託 負託 を受けたと全体の奉仕者としでの自覚に立ち、自らの倫理 の 向上に努め 、その地位を利用して、 不当に 自己又は特定の者の利 益を図ることのないよう、議員の行為規範 or 政治倫理基準を定める ことにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって清潔かつ公正 で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	【新しい風・希望】 再修正案 【共通】 「政治倫理基準」に 統一
(新設)	(第 2 条) 定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。 (1)行為規範 議員がその職務を行うに当たり、遵守すべき公正、誠 実及び透明性に関する行動基準をいう。 (2)利益相反行為 議員又はその親族その他特定の関係者が、市の契 約、補助、許認可その他市の関与する行為に利害関係を有する場合 における、議員の職務上の関与をいう。 (3)審査会 第 9 条の規定に基づき議会に設置される和光市議会議員 行為規範 or 政治倫理審査会をいう。	(第 2 条) 定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。 (1)行為規範政治倫理基準 議員がその職務を行うに当たり、遵守す べき公正、誠実及び透明性に関する行動基準をいう。 (2)利益相反行為 議員又はその親族その他特定の関係者が、市の契 約、補助、許認可その他市の関与する行為に利害関係を有する場合 における、議員の職務上の関与をいう。 (3) (2) 審査会 第 8 9 条の規定に基づき議会に設置される和光市議 会議員行為規範 or 政治倫理審査会をいう。	《調整案》 誤植修正 【新しい風・希望】 (2)削除：利益相反 は、第 5 条にて規定。 (3)修正：政治倫理審 査会は第 8 条に規定
(第 2 条) 議員の責務 議員は、市民全体の代表者として、市政に関わる権能と責務を深く 自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければ ならない。 (第 6 条) 誓約書の提出 議員は、この条例を遵守する旨の誓約書を議員の任期開始の日から 30 日以内に、議長に提出しなければならない。	(第 3 条) 議員の責務及び誓約 議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。 2 議員は、この条例を遵守する旨の誓約書を議員の任期開始の日か ら 30 日以内に、議長に提出しなければならない。 と規定する。 3 議員は、その職務の遂行に当たり、市民の信頼を損なう行為をし てはならない。 4 議員は、この条例の趣旨を理解し、これを遵守することを誓約す る書面を議長に提出しなければならない。	(第 3 条) 議員の責務及び誓約書 第 3 条 議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなけれ ばならない。 2 議員は、この条例を遵守する旨の誓約書を議員の任期開始の日か ら 30 日以内に、議長に提出しなければならない 3 議員は、その職務の遂行に当たり、市民の信頼を損なう行為をし てはならない。 4 議員は、この条例の趣旨を理解し、これを遵守することを誓約す る書面を議長に提出しなければならない。	《調整案》 誤植修正 【新しい風・希望】 条項名の修正 4 項削除：2 項と重複 【緑風会】 3 項・4 項削除：2 項 でまとめる
(第 3 条) 政治倫理基準 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、品位を損な うような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる おそれのある行為をしないこと。	(第 4 条) 政治倫理基準 or 行動規範 議員は、次に掲げる政治倫理基準 or 行動規範を遵守しなければならない。 (1)市民全体の利益を優先し、自己又は第三者の利益を図る行為をし てはならないこと。 ただし、専ら地域の公益を図る目的で活動する地域団体（自治会 等）の役員に就任し、その活動を行うこと自体は、本条に定める行 為とみなさない。	(第 4 条) 政治倫理基準 or 行動規範 議員は、次に掲げる政治倫理基準 or 行動規範を遵守しなければなら ない。 (1) 議員は、市民全体の利益を優先し、その地位又は職務に伴う影 響力を利用して、自己又は第三者の利益を不当に図る行為をしては ならないこと。 ただし、専ら地域の公益を図る目的で活動する地域団体（自治会 等） 地縁団体（地方自治法 260 条第 2 項「町又は字の区域その他市 町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された 団体」及び認可地縁団体） の役員に就任し、その活動を行うこと自 体は、本条に定める行為とみなさない。	【新しい風・希望】 (1)文言修正 ただし～削除 【無所属の会・維新】 (1)修正：地縁団体～ 【緑風会】 (1)コメント：地縁団 体だと他の PTA 等の 団体に関われなくなる ので、地域団体として 定義すべし

(2)政治活動に関し、企業及び団体等からの政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄付行為等を受けてはならないこと。その後援団体についても同様とすること。	(2)利害関係者からの供応、贈与又は寄附（政治資金規正法（昭和23 年法律第 194 号）その他法令により認められるものを除く。）を受けてはならないこと。	(2) 議員は、市の契約、補助、許認可その他市の事務事業に関し利害関係を有する者から、供応、贈与その他の財産上の利益の供与を受けてはならないこと。ただし、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）その他法令により認められるものを除く。	【新しい風・希望】 (2)文言修正
(3)市が行う公共工事、業務委託、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦、又は紹介をするなど有利な取り計らいをしないこと。	(3)市の契約、補助、許認可その他行政手続において、特定の者に有利又は不利な取扱いをさせるなど、不当な影響を及ぼす行為をしてはならないこと。	(3) 議員は、市の契約、補助、許認可その他市の事務事業に関し、特定の者に有利又は不利な取扱いをさせることを目的として、その地位又は職務に伴う影響力を利用し、不当な働きかけをしてはならないこと。	【新しい風・希望】 (3)文言修正
(4)市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。	(4)市職員の人事又は職務執行に対して、不当な介入をしてはならないこと。	(修正なし)	
(5)市職員の採用、その他人事に関して、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。	(5)ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）と判断される行為、又は他者の人権を侵害する行為を行わないこと。	(5)ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）と判断される行為、又は他者の人権を侵害する行為を行わないこと。	【無所属の会・維新】 【まちづくり市民】 【緑風会】(6)削除
	(6)SNS 等による情報発信において、他人の名誉や人格を毀損し、又はプライバシーを侵害する行為をしないこと。	(6)SNS 等による情報発信において、他人の名誉や人格を毀損し、又はプライバシーを侵害する行為をしないこと。	【無所属の会・維新】 【まちづくり市民】 【緑風会】(6)削除
	(7)市職員の採用、その他人事に関して、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。	(7)市職員の採用、その他人事に関して、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。	【全会派】 (7)削除
	(8)政教分離の原則を理解し、公務において宗教的活動と捉えられる行為を行ってはならないこと。	(8)政教分離の原則を理解し、公務において宗教的活動と捉えられる行為を行ってはならないこと。	【全会派】 (8)削除
2 議員は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとして疑惑を持たれ、道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにしなければならない。	(9)前各号に掲げるもののほか、市民の信頼を損なうおそれのある言動をしてはならないこと。	(9)前各号に掲げるもののほか、市民の信頼を損なうおそれのある言動をしてはならないこと。	【全会派】 (9)削除
（第 5 条）関係企業に対する議員の措置 議員は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないよう市が行う公共事業等の請負契約、下請契約、業務委託契約及び一般物品納入契約等の契約行為について、議員の配偶者、議員の 2 親等以内の親族若しくは議員と同居の親族が経営する企業又は議員が実質的に経営に関与する企業がその契約を辞退するよう努めなければならない。 2 前項に規定する「実質的に経営に関与する企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。 (1)議員が、その経営方針に関与している企業 (2)議員が、資本金その他これに準ずるものの 5 分の 1 以上を出資している企業 (3)議員が、報酬を定期的に受領している企業	（第 5 条）関係企業に係る報告義務等 議員は、法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないよう、議員の配偶者、1 親等以内の親族（同居している者に限る）又は議員が実質的に経営に関与する企業が、市と請負契約等（年間合計額が法で定める額を超えるもの）を締結したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 2 市長は、前項の届出があったときは、これを公表するものとする。	（第 5 条）関係企業に係る報告義務等 議員は、地方自治法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、職務執行の公正性及び透明性を確保するため、同条に規定する請負の状況について議長に届け出なければならない。 2 市長議長は、前項の届出があったときは、これを公表するものとする。	【新しい風・希望】 第 1 項修正：地方自治法第 92 条の趣旨、規程を踏まえて規定。 議会の条例であることから、議長あて提出。 規則（規定）で関連を規定。 【公明党】 第 1 項・2 項：市長右議長に修正
（第 4 条）市民の責務 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する義務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。 (1)第 3 条第 1 項第 3 号に規定する公共工事、業務委託等の推薦又は紹介の依頼	（第 6 条）市民の責務 市民は、議員に対し、その職務の公正を妨げるおそれのある不当な働きかけ、供応その他の行為を行わないよう努めなければならない。	(修正なし)	

(2)市職員の採用に關しての推薦又は紹介の依頼 (3)道義的批判を受けるおそれのある寄付行為 (4)飲食の供与その他社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為			
(第7条) 市民による調査請求 市民(法第18条に定める選挙権を有する者に限る。以下この条において同じ。)は、議員が第3条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する書面に、議員3人以上の調査の請求に同意する旨の書面又は市民の総数の100分の1以上の市民の連署とともに、文書で議長に調査を請求することができる。	(第7条) 市民による審査請求及び虚偽請求の禁止 選挙権を有する者は、議員が第4条に定める行為規範に違反すると認められる場合は、その総数の500分の1以上の連署をもって、その代表者から、和光市議会議長に対し、審査の請求を行うことができる。	(第7条) 市民による審査請求及び虚偽請求の禁止 選挙権を有する者は、議員が第4条に定める行為規範に違反すると認められる場合は、 その総数の500分の1 100名以上の連署をもって、その代表者から、和光市議会議長に対し、審査の請求を行うことができる。	第1項：人数修正 【まちづくり市民】 100名以上 【無所属の会・維新】 【緑風会】50名以上
	2 何人も、特定の議員を陥れる目的、選挙の公正を害する目的その他不当な目的をもって、虚偽の事実に基づき前項の審査を請求してはならない。 3 議長は、第1項の請求があったときは、当該請求に係る署名の有効性を審査しなければならない。この場合において、議長は、必要に応じて和光市選挙管理委員会に対し、技術的助言又は協力を求めることができる。 4 議長は、請求の手続きに不備があると認めるときは、当該請求を却下するものとする。	2 何人も、 虚偽の事実に基づき、又は 特定の議員を陥れる目的、選挙の公正を害する目的その他不当な目的をもって、 虚偽の事実に基づき 前項の審査を請求してはならない。 3 議長は、第1項の請求があったときは、当該請求に係る署名の有効性を審査しなければならない。この場合において、議長は、必要に応じて和光市選挙管理委員会に対し、技術的助言又は協力を求めることができる。 4 議長は、請求の手続きに不備があると認めるときは、当該請求を却下するものとする。	【新しい風・希望】 第2項 修正：目的規定と虚偽からの曖昧なので修正。選挙管理委員会との調整が必要。却下要件を規則（規定）で定めるかどうかを検討。（1項の要件未満の場合。）
(第8条) 審査会の設置 議長は、前条の規定による市民の調査の請求を受けたときは、10日以内に和光市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、これにその審査を付託しなければならない。	(第8条) 政治倫理審査会 or 行動規範審査会 の設置 議長は、この条例に基づく調査又は審査を行うため、和光市議会議員 行為規範審査会 を設置する。	(第8条) 政治倫理審査会 の設置 議長は、この条例に基づく調査又は審査を行うため、和光市議会議員行為規範 政治倫理 審査会を設置する。	【全会派】 政治倫理審査会で統一
2 審査会の委員は、7人とし、議員の中から議長が任命する。 3 委員の任期は、付託された事案の審査結果を議長に報告した日までとする。	2 審査会は、学識経験を有する 委員〇名 をもって組織する。議長が議会の同意を得て任命する。 学識有識者とは、弁護士その他の法曹関係者、大学教授その他の地方自治に関して優れた識見を有する者、公認会計士、税理士その他の財務又は税務に関する専門的知識を有する者とする。	2 審査会は、学識経験を有する 委員5名以内 をもって組織する。or 弁護士その他の法曹関係者、大学教授等の学識経験者5名以内 をもって組織し、議長が議会の同意を得て任命する。 学識有識者とは、弁護士その他の法曹関係者、大学教授その他の地方自治に関して優れた識見を有する者、公認会計士、税理士その他の財務又は税務に関する専門的知識を有する者とする。	【新しい風・希望】 3名・学識は定義不要 【公明党】5名 以内 【その他会派】 5名 以内
4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、公開することに支障があると認めるときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て公開しないことができる。	3 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、和光市議会傍聴規則に準じ、個人情報の保護その他必要があると認められる場合は、審査会の決定により非公開とすることができる。	3 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、和光市議会傍聴規則に準じ、個人情報の保護その他必要があると認められる場合は、審査会の決定により非公開とすることができる。	【新しい風・希望】 第3項削除：第9条第8項と重複。
5 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 6 委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。	4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 5 審査会の事務は、議会事務局が行うものとする。	(修正なし)	
(新設)	(第9条) 審査対象議員の出席義務及び権利保護 審査対象議員は、審査会から出席を求められたときは、これに応じなければならない。 ただし、疾病その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 審査会は、審査を行うに当たっては、審査対象議員に対し、弁明の機会を付与しなければならない。 3 審査対象議員は、審査会に出席して意見を述べることができる。 4 審査対象議員は、補佐人を同席させ、助言を受け、又は自己に代わって発言させることができる。	(第9条) 審査対象議員の出席義務及び権利保護 審査対象議員は、審査会から出席を求められたときは、これに応じなければならない。 ただし、疾病その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 審査会は、審査を行うに当たっては、審査対象議員に対し、弁明の機会を付与しなければならない。 3 審査対象議員は、審査会に出席して意見を述べることができる。 4 審査対象議員は、補佐人を同席させ、助言を受け、又は自己に代わって発言させることができる。	ただし～削除 【無所属・維新】 【緑風会】 【まちづくり市民】 基準が不明確になる懸念。疾病の場合は日程調整等、運用で対応。

	5 審査対象議員が疾病その他やむを得ない理由により出席できないときは、審査会の許可を得て、補佐人に意見を述べさせることができる。 6 審査対象議員は、審査会に対し、自己に有利な証拠を提出し、又は関係者の出席を求めるよう申し出ることができる。 7 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 8 審査会は、個人情報の保護、審査対象議員の名誉の保持その他特に必要があると認めるときは、会議を公開しないことができる。	5 審査対象議員が疾病その他やむを得ない理由により出席できないときは、審査会の許可を得て、補佐人に意見を述べさせることができる。 6 審査対象議員は、審査会に対し、自己に有利な証拠を提出し、又は関係者の出席を求めるよう申し出ることができる。 7 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 8 審査会は、個人情報の保護、審査対象議員の名誉の保持その他特に必要があると認めるときは、会議を公開しないことができる。	
（第 9 条）審査会の調査 審査会は、第 8 条第 1 項の規定により調査を付託されたときは、当該事案の存否の調査を行い、当該調査を付託された日の翌日から起算して 60 日以内に調査結果の報告書を議長に提出しなければならない。ただし、審査会は、やむを得ない理由により、その期間内に報告書を作成できないと判断したときは、その期間を延長することができる。 2 審査会は、前項の調査を行うため当該議員その他関係者に対し、事情聴取することができる。	（第 10 条）審査会の調査及び報告 審査会は、第 10 条第 3 項の規定により適法と認められた審査の請求を受けたときは、速やかに当該事案の調査を開始し、付託を受けた日から起算して 60 日以内に、結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、30 日を限度として延長することができる。	（第 10 条）審査会の調査及び報告 審査会は、第 10 条第 3 項の規定により適法と認められた審査の請求を受けたときは、速やかに当該事案の調査を開始し、付託を受けた日から政治倫理審査会設置から起算して 60 日以内に、結果を報告書としてまとめ、議長に提出しなければならない。ただし、／やむを得ない理由があるときは、30 日を限度として／審査会は、やむを得ない理由により、その期間内に報告書を作成できないと判断したときは、その期間を／延長することができる。	【緑風会】 修正：起算日 修正：延長条件 【新しい風・希望】 修正：延長期間 審査会委員の日程調整等から審査会の判断に委ねることが妥当。 （30 日限度を削除）
（第 10 条）請求内容の通知及び公表 議長は、前条第 1 項の報告書の提出を受けたときは、速やかにその請求内容を請求者に通知し、併せてこれを公表しなければならない。	（第 11 条）審査結果の通知及び公表の制限 議長は、審査会から報告書の提出を受けたときは、速やかにその要旨を請求者及び審査対象議員に通知しなければならない。 2 議長は、審査の結果、違反の事実が認められた場合に限り、その要旨を公表するものとする。 3 審査の結果、違反の事実が認められなかった場合において、議長は、原則として公表を行わない。ただし、既に事案が社会的に広く知れ渡っている場合、又は当該議員から公表の申し出があった場合に限り、名誉回復に必要な範囲で、違反がなかった旨を公表するものとする。	（第 11 条）審査結果の通知及び公表の制限 議長は、審査会から報告書の提出を受けたときは、速やかにその要旨を請求者及び審査対象議員に通知しなければならない。 2 議長は、審査の結果について違反の事実が認められた場合に限り、その要旨を公表するものとする。 3 審査の結果、違反の事実が認められなかった場合において、議長は、原則として公表を行わない。ただし、既に事案が社会的に広く知れ渡っている場合、又は当該議員から公表の申し出があった場合に限り、名誉回復に必要な範囲で、違反がなかった旨を公表するものとする。	【無所属・維新】 第 2 項修正 第 3 項削除
（第 11 条）審査結果の尊重 議会は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。	（第 12 条）措置 議会は、審査会の報告を尊重し、審査対象議員がこの条例の規定に違反したと認めるときは、その議決により、次に掲げる措置を講ずることができる。 (1)この条例を遵守させるための勧告 (2)議員辞職の勧告（当該違反の態様が重大であり、議員としての責務を著しく損なうと認められる場合に限る。）（辞職勧告の議決には出席議員の 4 分の 3 以上の賛成を要する。）	（第 12 条）措置 議会は、審査会の報告を尊重し、審査対象議員がこの条例の規定に違反したと認めるときは、その議決により、次に掲げる措置を講ずることができる。 (1)この条例を遵守させるための勧告 (2)議員辞職の勧告（当該違反の態様が重大であり、議員としての責務を著しく損なうと認められる場合に限る。）（辞職勧告の議決には出席議員の 4 分の 3 以上の賛成を要する。） or (2)議員辞職の勧告（当該違反の態様が重大であり、議員としての責務を著しく損なうと認められる場合に限る。）（辞職勧告の議決には出席議員の 4 分の 3 以上の賛成を要する。）	【無所属・維新】 【緑風会】 第 1 項削除 【新しい風・希望】 修正案：辞職勧告時の議決条件を削除

	2 議長は、審査会の報告により、当該行為が地方自治法第 135 条に規定する懲罰の事由に該当すると認めるときは、同法及び会議規則の定めるところにより、懲罰に関する手続をとるものとする。 3 議会は、審査の結果、違反の事実が認められなかったときは、当該議員の意向を尊重しつつ、公表の取消し、議長による公式声明の発出その他名誉回復のために必要な措置を講ずるものとする。	2 議長は、審査会の報告により、当該行為が地方自治法第 135 条に規定する懲罰の事由に該当すると認めるときは、同法及び会議規則の定めるところにより、懲罰に関する手続をとるものとする。 3 2 議会は、審査の結果、違反の事実が認められなかったときは、当該議員の意向を尊重しつつ、公表の取消し、議長による公式声明の発出その他名誉回復のために必要な措置を講ずるものとする。	【無所属・維新】 【緑風会】 第 2 項修正：公表の取消しを削除
（第 1 2 条）議員の協力義務 議員は、審査会の要請があるときは、その会議に出席して意見を述べ、又は関係資料を提出しなければならない。	（第 13 条）議員の協力義務 議員は、審査会の求めに応じ、誠実に資料を提出し、又は出席して説明しなければならない。正当な理由なくこれを拒否したときは、審査会はその旨を報告書に記載するものとする。	（第 13 条）議員の協力義務 議員は、審査会の求めに応じ、誠実に資料を提出し、又は出席して説明しなければならない。正当な理由なくこれを拒否したとき出席困難な場合は、審査会はその旨を理由とともに報告書に記載するものとする。 or 議員は、審査会の求めに応じ、誠実に資料を提出し、又は出席して説明しなければならない。正当な理由なくこれを拒否したときは、審査会はその旨を報告書に記載するものとする。ただし、自己若しくは親族が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、これを拒むことができる。 or 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の提出又は説明を拒むことができる。 (1)自己又は自己と一定の親族関係にある者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。 (2)係属中又は係属するおそれのある刑事手続、民事訴訟その他の法的手続における防御権又は正当な利益を不当に害するおそれがあるとき。 (3)法令により秘密として保護される事項、第三者の正当な権利利益を害するおそれのある事項、又は職務上知り得た秘密に関する事項に当たるとき。	【無所属・維新】 削除：正当な理由なく 【まちづくり市民】 修正：困難な場合の対応に変更 【新しい風・希望】 修正 2 案提出
（第 1 3 条）委任 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。	（第 14 条）委任 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会の議決を経て別に定める。	（第 14 条）委任 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が議会の議決を経て別に定める。	【新しい風・希望】 【無所属・維新】 【緑風会】 修正：議長が定める
附則（施行期日） 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。 （経過措置） 2 この条例施行の際、現に議員である者の誓約書の提出については、第 6 条中「議員の任期開始の日から 30 日以内に」とあるのは、「この条例の施行日以後速やかに」と読み替えて適用する。 3 第 7 条の規定は、この条例の施行日以後になされた議員の行為について適用し、施行日前になされた議員の行為については、適用しない。	附則（施行期日） 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際、現に議員である者の第 3 条第 4 項に規定する誓約書の提出については、この条例の施行の日以後速やかに行うものとする。	（修正なし）	